

第3節 特別急行券の効力

(特別急行券の効力)

第109条 特別急行券を所持する旅客は、その券面に指定された特別急行列車に限り乗車することができる。

2 階下席の特別急行券を所持する旅客が、3人又は4人(小児含む。)で旅行する場合は、座席定員(5人)分の座席を使用することができる。

3 サロン席(R)の特別急行券を所持する旅客が3人(小児含む)で旅行する場合は、座席定員(4人)分の座席を使用することができる。

(特別急行券が無効となる場合)

第110条 特別急行券は、次の各号の1に該当する場合は無効として回収する。

(1) 乗車列車を指定した特別急行券を指定以外の特別急行列車に使用したとき

(2) 券面に表示された事項を塗り消しその他改変して使用したとき

(3) 偽造の特別急行券を使用したとき

(4) 大人が小児用特別急行券を使用したとき

(5) 券面の表示事項が不明となった特別急行券を使用したとき

(6) その他特別急行券を不正乗車的手段に使用したとき

2 前項のほか、特別急行券は、次の各号の1に該当する場合は無効として回収することがある。

(1) 特別急行券を、所定の料金を超えて、第三者に転売し、または転売しようとしたとき

(2) 前号の転売行為を利用して特別急行券を購入したとき

第4節 削除

第111条 削除

第112条 削除

第5節 特別車両券の効力

(特別車両券の効力等)

第112条の2 特別急行券と同時に購入した特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された特別急行列車に限り乗車することができる。

- 2 サロン席(A)の特別急行券及び特別車両券(A)を所持する旅客が4人又は5人(小児含む)で旅行する場合は、座席定員(6人)分の座席を使用することができる。
- 3 サロン席(B)の特別急行券及び特別車両券(B)を所持する旅客が3人(小児含む)で旅行する場合は、座席定員(4人)分の座席を使用することができる。
- 4 第110条の規定は特別車両券についても準用する。

第6節 個室券の効力

(個室券の効力等)

第112条の3 特別急行券と同時に購入した特別車両券(A)及び個室券を所持する旅客は、その券面に指定された特別急行列車の個室に限り乗車することができる。

- 2 特別急行列車の特別車両(A)の個室券を所持する旅客が3人(小児含む)で旅行する場合は、座席定員(4人)分の座席を使用することができる。
- 3 第110条の規定は個室券についても準用する他、個室券と同時に使用した特別急行券及び特別車両券(A)が第110条の規定により無効となった場合は、個室券についても無効とする。